

## 第1回東京都ボランティア・NPOとの協働に関する検討委員会議事要旨

1 日 時 平成11年5月31日(月) 13:30～15:30

2 場 所 東京都庁第二本庁舎31階特別会議室27

3 出席者

〔委員〕 江尻委員、加藤委員、小谷田委員、中田委員、樋口委員、松原委員、武藤委員、山岡委員、山崎委員、寄本委員、和久井委員、渡戸委員

〔事務局〕 松岡生活文化局コミュニティ文化部長、喜名生活文化局市民活動担当副参事

〔オブザーバー〕 市民活動の促進に関する検討委員会幹事

〔傍聴者〕 2名

4 議 題

(1) 座長、副座長の選任

(2) 検討事項について

① 討事項の説明

② 基調報告

(3) 今後の開催予定について

5 配付資料

資料1 「東京都ボランティア・NPOとの協働に関する検討委員会設置要綱」

資料2 「東京都ボランティア・NPOとの協働に関する検討委員会委員名簿」

資料3 「検討事項について」

資料4 「東京都ボランティア・非営利団体の活動促進に関する懇談会報告(抜粋)」

資料5 「『市民活動に関する研究会』報告書」

資料6 「都が行う市民活動関連事業の現状調査」

資料7 「都内区市町村における市民活動関連事業基礎調査」

6 会議内容

(1) 事務局より委員の紹介及び検討委員会設置要綱概略の説明があった。要綱に基づき座長、副座長の選任が行われ、寄本委員が座長に、武藤委員が副座長にそれぞれ選出された。

(2) 松岡コミュニティ文化部長(生活文化局長代理)の挨拶の後、事務局より検討事項の説明があった。

〔テーマ1〕 市民活動と行政の協働のあり方について

都などで実施している協働事業をもとに、協働の推進指針を策定する。

- ・協働の推進指針の策定
- ・具体的な事業をもとにした協働の推進指針の検証
  - 11年度/協働の推進指針の策定、中間答申
  - 12年度/事業による指針の検証、最終答申

〔テーマ2〕 市民活動の促進のあり方について

特定非営利活動促進法の施行後の現状と課題などを整理する。

12年度/検討、最終答申

○質疑、意見等

〔委員〕 テーマ1「都などで」の範囲は。

〔事務局〕 基本的には東京都各局及び外郭団体の事業。

〔委員〕 中間答申の位置づけは。

〔事務局〕 指針の基本的な案についてご検討いただき、都で指針案をつくる。12年度で都の事業を選定し、事業実施のなかで指針を検証し、12年度末までに最終的な指針の答申をいただく。

(3) 武藤委員(副座長)より、資料5「『市民活動に関する研究会』報告書」の説明があった。

○質疑、意見等

〔委員〕 「パートナーシップ」をキーワードにして使い次に「協働」を入れているが、表現に議論はあったか。

〔副座長〕 「パートナーシップ」の使い方は若干違うが、1. パートナーのそれぞれの主体が自立していること、2. また、その主体が客観的な自立性が確立していること、3. 各主体が共通の目標を有していること、4. 各主体が対等であること、5. パートナーシップに対する関係が公開されている、これらを共通の認識の下に検討してきた。

〔委員〕 町内会・自治会の捉え方は。

〔副座長〕 コミュニティ活動とNPO活動の二つ合わせて市民活動として示している。コミュニティ活動とNPO活動の大きな違いは、町内会・自治会は地域の住民全員加入で、一定の擬似的な強制力があるが、NPOはあくまでボランタリーな活動である。主としてNPO活動を中心に検討したが、市民活動あるいはコミュニティ活動も重要な活動であるとして検討した。

〔委員〕 小さい地域、区市町村などを単位として活動しているNPOが、新しいことをしようとすると、町内会・自治会に話を通さないと先に進めないという現実がある。市民側にも問題があるが、行政側でもなかなかその仕組みを変えない。

(4) 事務局より、資料4「東京都ボランティア・非営利団体の活動促進に関する懇談会報告」の第2章「協働」、資料6「都が行う市民活動関連事業の現状調査」、及び資料7「都内区市町村における市民活動関連事業基礎調査」の説明があった。

○質疑、意見等

〔委員〕 懇談会報告書を受けて都で実施した施策はあるか。

〔事務局〕 ボランティア研修は都職員研修所で実施し、またボランティア休暇も創設された。中間支援組織との連携では、10年4月に開設された東京ボランティア・市民活動センターとの連携を図っている。制度の壁については、具体的な進展はない。情報の壁は、提案型広報等で推進している。

〔委員〕 9年懇談会報告、10年研究会報告がベースになって、具体的にどう行うかが今回の委員会の目的と思う。

〔委員〕 東京都に事務所を置く市民活動団体は、活動の規模で、全国規模、東京都全域あるいは首都圏、コミュニティの三つぐらいのレベルがある。活動のレベル毎でかなり違う施策が必要になってくるのではないか。

〔委員〕 市民団体でもいろいろなレベルのスタンスの方々がおり、協働作業を経験したが、市民グループの性格の違いが、いい面に働く場合もあるし、非常にやりにくい場合もある。市民団体の性格ごとの協働の検討が大切なひとつの視点と思う。

〔委員〕 協働の推進指針の中間報告を出したあと、一種の公聴会のような形で、外の方の意見を聞く必要も出てくるのではないか。拡大した形でいろいろなレベルの団体に意見を聞くことは可能か。

〔事務局〕 委員以外の別の部門の方、専門家を呼ぶ事は可能であると考えている。

〔委員〕 イギリスの「コンパクト」は、NCVO(ナショナルセンター・フォー・ボランタリー・オーガニゼーション)が提案し、締結した。民間団体が行政から受託する場合の基本原則。一つの参考になる。

〔委員〕「コンパクト」は労働党政府と全国団体が行ったが、今後ローカルコンパクトをつくるということで、各自治体のレベルで市民セクター、社会セクターと原則をつくり上げていくらしい。イギリスの原則がそのまま適用できるかは別だが、情報を共有し議論するのはいいことと思う。

〔委員〕自分は反「コンパクト」派。行政とNPOの関係は国によって違う。各国の違いをわきまえて、日本では、東京では、どうするのか議論できるのがいい。イギリスのほとんどのボランティア団体は、NCVOを知らないといっている。むしろNPO支援策の基本は行政改革にあると思う。その点で海外の事例はきちんと見た方がいい。

〔委員〕自分は非常にシンプルな市民活動をやっているが、メンバーに行政を信用していない向きがある。「懇談会報告」に「職員の市民活動に対する理解を深めるための機会は、まだ不十分であると考えられる」とあるが、行政側が理解するように努力していることをメンバーに報告したい。このように積極的にやってもらえれば、安心してボランティア活動ができる。

〔委員〕自治会等の活動もNPOの活動もともに市民活動、ということに非常に興味を持った。従前の地縁型の自治会等とNPOが、ともに地域の中で連携できる機会はとても大事。地域にとって大事な問題と思う。

〔委員〕行政が、NPOよりも進んでいる状況がいま起きていると思う。NPOの現状をきちんと把握した上で指針をつくらないと、指針だけが浮いたものになってしまう。行政とNPOは、必ずしもすべて協働しなくてもいいわけだから、協働するNPOとはどういうものか、どういう種類のテーマを持っているNPOが、どの部分で協働できるのか、検討できればいい。

(5) 今後の進め方について、座長より説明があった。

都とNPOとの協働関係について各局の課長に協働事業の報告を受ける。次回、第2回目は、生活文化局の事業について説明を受ける。

各委員から、NPOと行政とのあり方について報告を受ける。

## 7 次回の日程

日 時 平成11年6月21日(月) 18:00~20:00

会 場 東京都庁第一本庁舎33階特別会議室S6